

性の多様性尊重大賞の表彰を行いました！

性の多様性を尊重し、LGBTなどの性的マイノリティの方が直面している課題等の解消、または広くSOGI差別解消に向けた様々な活動について、特にその功績が顕著であると認められる事業者等を「大阪市性の多様性尊重大賞」として表彰を行いました。受賞されたみなさんの取組をご紹介します。

大賞

大阪市立難波中学校



生徒の「制服が理由で登校しづらい」という発言をきっかけに、「多様な性(SOGI)と学校課題」を題材に教員が研究会を立ち上げ、その研究会において、研修の実施、カリキュラムデザインの作成、学校の規則や慣例(例えば、合唱の「女性パート・男性パート」という呼び方や学級役員の男女1名ずつの選出など)の見直しを進めました。取組は生徒や現場の視点を大切にするとともに、研究会のメンバーの教員だけでなく学校全体、校下の小学校、保護者など周囲に上手く波及させながら実施されており、また、深く丁寧な研究を行っている点が高く評価されました。

受賞者からコメント

数多くの優れた教育実践や民間の取り組みがある中で、今回難波中学校の取り組みに表彰いただきましたことを、大変嬉しく思っております。学校現場の「安全」の考え方には、従来の生徒指導が寄与する場面もある一方で、原因の見えにくい不登校や不適応を示す子どもの増加に対して、それだけでは対応しきれない限界も見えてきていると感じます。葛藤を強く抱える様々な人権課題で悩む子どもたちが安心してできる環境作りをめざしていくことが、結果として多くの大人や子どもにとっても、“お互いを大切にできる学びの場”になると信じて、今後も取り組んでいきたいと思えます。

大阪市立難波中学校
生活指導・人権教育担当 平島陽介



難波中学校の皆様
(前列中央:朝川副市長、後列左端:西原市民局長)

入賞

合同会社ユー・エス・ジェイ



合同会社ユー・エス・ジェイ
の皆様
(前列中央:朝川副市長、
後列:西原市民局長)

社内性別や社内呼称を使って働くことができる制度を設け、人事制度や福利厚生等のソフト面や、性別に関わらず使うことのできるトイレや更衣スペースの設置等のハード面の改善を進め、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいることが評価されました。

入賞

三井住友信託銀行株式会社



三井住友信託銀行株式会社
の皆様
(前列中央:朝川副市長、
後列:西原市民局長)

グループ全体でLGBTQ ALLYのスタンスを表明するとともに、同性パートナーを配偶者と同様の取り扱いとした住宅ローンや、法的に婚姻関係を結ぶことができない同性パートナーへ「思い」を残す仕組みとしての遺言信託などLGBTQフレンドリーな金融機関としてサービスを提供している点が評価されました。



12月4日～10日は人権週間です!!

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

(世界人権宣言第一条より抜粋)

人権週間は、国連で昭和23(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたものです。人権とは私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて一人ひとりに備わった権利です。一人ひとりがお互いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。すべての人の人権が尊重されるまちを、私たちみんなで築いていきましょう。



世界人権宣言

20世紀、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23(1948)年12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人々が持っている市民的・政治的・経済的・社会的・文化的分野にわたる、多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

同和問題(部落差別)に関する人権問題が今もなお起きています

同和問題(部落差別)を正しく理解し、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

同和問題(部落差別)とは…

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

残念ながら、今なお、結婚や住宅の選択に際し、忌避意識がみられるほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといったことが起きています。

差別意識や思い込み・偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

